基発 0 5 3 1 第 1 号 平成 2 5 年 5 月 3 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

「労災保険における訪問看護の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成6年9月30日付け基発第610号「労災保険における訪問看護の取扱いについて」(以下「通達」という。)により実施しているところであるが、今般、その支払が都道府県労働局官署支出官に移行されること等に伴い、通達を下記のとおり改正するので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

듉

1 改正の概要

- (1)費用の支払について、傷病労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督 署長が支給決定をした後、都道府県労働局長が行うこととしたこと。
- (2) その他所要の改正を行うこと。
- 2 通達の一部改正

通達の一部を次のように改正する。

- (1) 記の第4中「労働基準監督署長」を「労働基準監督署長が支給決定をした後、都道府県労働局長」に改める。
- (2) 訪様式第8号を別添のとおり改める。
- 3 施行期日について

本改正は、平成25年6月1日以後に労働基準監督署長が決定する訪問看護 費用について適用すること。

訪様式第8号

署	長	次	長	課	長	係	長	係	支給決定		•
									業・通別		

支払金額							; ; ;	
------	--	--	--	--	--	--	-------------	--

労災保険訪問看護費用請求書

	ほか	.名に対する	年 月分の	訪問看護費月	用の内訳は、別紙内訳書のと			
おり。					,			
下記の金額を請求します。								
	請习	₹金額 ¥	,		_			
平成 年	月 日							
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	\1 H							
				<u></u> 所在均	也			
				<u>名</u> 和	弥			
			請求人の	代表	者印			
				電話者	番号			
					·受付印			
労働:	基準監督署長	感						
	经十二 自 有 2	<u> </u>						
	振込を希望	預金の種類及び口座番号						
	銀行・金庫			本店・本所	普通・当座第号			
				出張所	メイギニン			
	農協・漁協	・信組		支店・支所	名義人			